

第12号様式(第18条第1項)

(表)

交付期日及び交付金額

回	清算金元金	利子	合計	交付期日
1	円	円	円	・・
2				・・
3				・・
4				・・
5				・・
6				・・
7				・・
8				・・
9				・・
10				・・
11				・・
計				・・

切取線

(住所)

様

清算金交付額	円
交付期日	年月日
交付方法	別に送付する請求書を提出していただき口座振替払により交付します。
(担当課) 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市 局部課 電話	

(A4)

(備考) 分割交付しないものにあっては、切取線から左側は、省略できるものとする。

(裏)

年 月 日	No.
様	
土地区画整理事業施行者	
土地区画整理事業清算金交付通知書	
表記のとおり清算金を交付します。別にお送りする請求書により 御請求ください。	
なお、この清算金額は、 年 月 日換地処分通知書によ り通知し、換地処分をした旨の公告がなされた日の翌日において確 定した金額(あなたの分につき22個以上の清算金があり、集計又は相 殺できる場合は、その集計又は相殺後の金額)です。	
(注意)宅地又は宅地について存する権利について表記清算金を付 する場合に先取特権、質権又は抵当権がある時は、土地区画整理 法第112条第1項本文の規定によって、供託しなければならない こととされています。したがって、先取特権、質権又は抵当権者 から本人に交付してもよいという供託不要申出書の提出がない と供託所へ供託します。	

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

交付方法について	1 交付する清算金が 円以上のときは、次のように分割し て交付することができることになっています。		
	円以上	円未満	6箇月
	円以上	円未満	1年以内
	円以上	円未満	2年以内
	円以上	円未満	3年以内
	円以上	円未満	4年以内
2 利子は年6パーセントとし、第2回以後の精算金の額は、利 子を併せて毎回均等です。			
清算金を交付する場合は、毎回請求書を送りますので、お手数で もその都度請求書に必要事項を記入して提出期日までに提出して ください。			
なお、期日を過ぎて提出された場合、交付期日を過ぎて交付する ことになります。			
また、口座振替制度により支払いますので御自分の口座のない方 は、銀行口座をあらかじめ作っておいてください。			
郵便局では扱いません。			
なお、住所(所在地)又は氏名(名称)を変更した方は、表記担当課ま で御連絡ください。			